

令和7年度末退職予定のみなさまへ

組合員が退職すると、その翌日から被扶養者も含めて当組合の資格を喪失します。

(別紙「退職後の医療保険制度」参照)

退職日の翌日以降は、資格確認書・高齢受給者証・限度額適用認定証（いずれも交付されている場合）は使用できなくなりますので、必ず所属所（市長部局にあっては総務事務センター）へ返納してください。組合員証・被扶養者証（青色の健康保険証）は返納不要です。

※大阪市に再就職（再任用含む）される場合や、任意継続の申出をする場合でも、資格確認書等は返納が必要です。

《重要》マイナ保険証のご利用について

マイナ保険証をご利用される場合、退職後に取得した健康保険の資格情報がマイナポータルで更新されているか、4月中に必ずご確認ください。

なお、4月1日以降も資格情報が当組合のまま表示される場合があります。この状態でマイナ保険証を医療機関で利用すると、医療費の返還請求が必要となることがあります。

そのため、医療機関でマイナ保険証を利用する際は、資格情報が正しく更新されていることを必ず確認したうえでご利用ください。（被扶養者も同様）

別紙「退職後の医療保険制度」をご確認いただき、共済組合の『任意継続』を希望される方は、以下の内容をご確認ください。

1. 任意継続制度について

退職後も申出によって、引き続き（最長2年間）組合員の資格を継続することができる制度です。

(1) 任意継続するための加入条件

- 退職日の前日までに継続して1年以上の組合員期間がある
(大阪市以外での継続した期間も含む。例：令和7年3月31日に大阪市以外を退職し、令和7年4月1日に大阪市へ就職した場合 ※資格取得日及び喪失日がわかる書類が必要)
- 任意継続の手続きを行う（裏面参照）
- 退職日の翌日から19日以内に任意継続掛金を納付する(19日目が土日祝の場合は翌営業日)

(2) 掛金

任意継続の掛金には「短期掛金」、「介護掛金」及び「子ども・子育て支援金が（令和8年度から徴収開始）があり、事業主負担がなくなり組合員が全額自己負担することになります（在職中より高くなります）。

(計算式) ※介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみ

短期掛金 = 掛金算定の基礎となる標準報酬月額(A) × 掛金率(B)

介護掛金 = 掛金算定の基礎となる標準報酬月額(A) × 掛金率(B)

子ども・子育て支援金

= 掛金算定の基礎となる標準報酬月額(A) × 支援金率(C)

(令和7年度末退職者用①)

標準報酬月額(A) 次の①、②のうちどちらか低い方になります

①	退職時の標準報酬月額
②	全組合員の標準報酬月額の平均 (令和8年度予定 410,000円)

掛金率(B) 令和7年度掛金率

短期掛金…1,000分の 105.60	介護掛金…1,000分の 15.80
---------------------	--------------------

支援金率(C) 令和8年度支援金率(予定)

子ども・子育て支援金…1,000分の 2.30

※令和8年度の掛金率(予定)は2月下旬に当組合ホームページに掲載する予定です。

令和8年度の標準報酬月額(A②)、掛金率(B)及び支援金率(C)の正式決定は3月中旬頃となります。

【掛金額の例 A】(標準報酬月額 410,000円の場合)

$$\begin{array}{ll} \text{短期掛金} & 410,000\text{円} \times 105.60/1,000 = 43,296\text{円}/\text{月} \\ \text{介護掛金} & 410,000\text{円} \times 15.80/1,000 = 6,478\text{円}/\text{月} \\ \text{子育て支援金} & 410,000\text{円} \times 2.30/1,000 = 943\text{円}/\text{月} \quad \text{計 } 50,717\text{円}/\text{月} \end{array}$$

【掛金額の例 B】(標準報酬月額 200,000円の場合)

$$\begin{array}{ll} \text{短期掛金} & 200,000\text{円} \times 105.60/1,000 = 21,120\text{円}/\text{月} \\ \text{介護掛金} & 200,000\text{円} \times 15.80/1,000 = 3,160\text{円}/\text{月} \\ \text{子育て支援金} & 200,000\text{円} \times 2.30/1,000 = 460\text{円}/\text{月} \quad \text{計 } 24,740\text{円}/\text{月} \end{array}$$

※ご自身の現在の標準報酬月額については、所属所からの標準報酬決定通知書や給与明細等(職場により異なります)にてご確認ください。確認できない場合は当組合へお問い合わせください。

(3) 給付内容等

在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができますが、育児休業手当金、育児休業支援手当金、育児時短勤務手当金、介護休業手当金及び退職後に発生した傷病手当金と出産手当金は受けることができません。また、保健事業(がん検診等)についても在職中同様に利用することができます。

2. 任意継続の手続きについて

任意継続の手続きを希望される方は、別紙「任意継続の手続き方法」のとおり、お手続きください。

問い合わせ先：大阪市職員共済組合

担当 保健医療係

TEL 06-6208-7591～7593